12/3 赤旗

敵基地攻撃能力保有 憲法にも国際法にも違反

自民・公明両党は歴代政権が憲法違反とできた「反撃能力」（敵基地攻撃能力）の保有で合意し、戦後防衛政策の根幹である「専守防衛」の形骸化がいっそう深刻になりました。先制攻撃との区別も困難で、憲法にも国際法にも反する安保政策の転換です。

最悪の立憲主義破壊

「敵基地攻撃」をめぐる政府見解が確立したのは、1959年3月の伊能繁次郎防衛庁長官（当時）の答弁です。敵基地攻撃は「法理的には自衛の範囲に含まれる」としつつ、「侵略があるからといって直ちに他国を攻撃するような兵器を持つことは憲法の趣旨ではない」と、能力の保有は違憲との見解を示しました。

安倍晋三首相（当時）は、集団的自衛権行使を可能にした「新3要件」のもとでも「（敵基地攻撃に関する）従来の考え方は変わらない」（2015年6月、衆院安保法制特別委）、日本共産党の穀田恵二議員への答弁）と述べています。

これらを踏まえれば、敵基地攻撃能力保有が憲法違反であることは明らかです。

一方、岸田文雄政権は11月10日の参院外交防衛委員会で、山添拓議員の追及に、憲法との整合性を「維持」すると明言せず、「（見解を）改ってまで（敵基地攻撃能力の保有を）判断するか検討中だ」と答弁。敵基地攻撃能力の保有が過去の政府見解と矛盾していると認めたものといえます。

「安全保障環境が変わった」というだけで、過去の政府見解との整合性を一切整理しないまま保有を強行すれば、史上最悪の立憲主義破壊となります。

先制攻撃と区別困難

政府・与党は、憲法9条に基づく「専守防衛」との整合性を図るために、「反撃能力」を「ミサイル防衛の補完」と位置づけています。しかし、敵基地攻撃能力保有論の出発点は、周辺国のミサイル攻撃能力が向上し、現在のミサイル防衛網では対処不可能であるため、「撃たれる前に敵の基地をたたく」という発想です。「補完」どころか、敵基地攻撃能力が主軸になることは明らかです。

攻撃対象を「軍事目標」に限るとしました。しかし、具体的な対象は例示せず、事実上制限を課していません。

しかも、2日の実務者による与党協議の後、自民党の振田裕道衆院議員は「（攻撃対象に）『指揮統制機能』が含まれないということはない」と明言。政府は「指揮統制機能」に政府機関や軍司令部も含まれると認めています。また、イラク戦争もって「着手」と判断するのか困難です。国際法違反の「先制攻撃」との区別が極めて難しく、日本が先制攻撃に問われる恐れがあります。

この問題をめぐり、03年の衆院予算委員会で、石破茂防衛庁長官（当時）が、「日本に向けて撃つぞ、そのためにミサイル燃料を注入し始めたということになれば、（着手の）一つの要素になりうる」との見解を示していました。しかし、現在はミサイルの燃料は注入に時間がかかる液体燃料から固形燃料が主流になり、多くの場合は潜水艦からの発射が想定されます。「着手」のタイミングを判断することはほぼ不可能です。

さらに、安保法制に基づき集団的自衛権を行使する「反撃能力」行使も可能にしました。日本への攻撃の意思が示されていなくても、他国が米軍への攻撃に「着手」すれば、日本が「反撃」＝海外での武力行使が可能になります。

ここ数年でくれば「海外で武力行使しない」という憲法9条は完全に空洞化されてしまいます。

敵基地攻撃能力保有論の発端は、20年9月に安倍元首相が退任前に行った「抑止力強化」に関する指示です。

その後、安倍氏は、敵基地攻撃能力は「相手国を殲滅する能力」＝「打撃力」だと繰り返してきました。21年11月の「日本協議会・日本青年協議会結成五十周年記念大会」での講演で安倍氏は、「敵基地攻撃能力」という言葉は適切ではない」と言及。「問題は「敵基地だけに限定せず、『抑止力』として打撃力を持つということ」だと強調しました。岸防衛相も、22年2月の衆院予算委員会で、敵基地攻撃の具体化として「他国への空襲」も「排除しない」と言及。政府が繰り返す「専守防衛の枠内」「自衛のための必要最小限」という説明は破綻しています。

アジア平和外交本流

政府は、敵基地攻撃能力の保有に向け、「12式地対艦誘導弾」の開発・量産化や、海外製のミサイルの購入などを進めています。また、イラク戦争などで先制攻撃に使われた米国製のトマホーク購入を検討していると報じられています。それによって、周辺国で平和憲法を持つ日本の脅威が変わり、軍拡競争を招く「安全保障のジレンマ」を引き起こします。際限のない軍拡競争となれば、緊張が高まり、抑止が破綻して戦争に発展すれば、壊滅的な結果を招きます。

軍事力の強化ではなく、戦争を防ぐ外交努力が現実的であり、重要です。トルコで11月に開催された「アジア政党国際会議」（ICAPP）では全会一致で「イスタンブール宣言」を採択。「ブロック政治を回避し、対話と交渉こそが紛争解決の唯一の道」だと盛り込みました。米中対立の最前線であるアジアの本流は、軍事ブロックではなく、「包摂的な平和機構」です。憲法9条を持つ日本こそ、軍拡ではなく外交努力によって平和機構に取り組むべきです。

自公が合意した敵基地攻撃能力のポイント

- 名称は「反撃能力」とする
- 「ミサイル防衛」を強化し、足らざる部分を「反撃能力」で補う
- 「自衛のための必要最小限度」の範囲として他国領域で武力行使
- 「存立危機事態」（集団的自衛権の行使）での「反撃」も含まれる
- 攻撃目標は「指揮統制機能」も含む。具体的には事態に応じて判断
- 日本が武力攻撃を受けていなくても、相手国が「着手」したと判断すれば行使。「着手」したかどうかは事態に応じて総合的に判断
- 国会承認を得る。事後承認もありうる

安保関連3文書改定についての与党ワーキングチーム会合＝2日、国会内

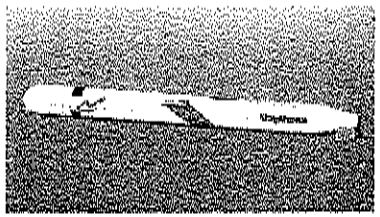

開発中の巡航ミサイルトマホーク・ブロック4（米海軍ウェブサイトから）

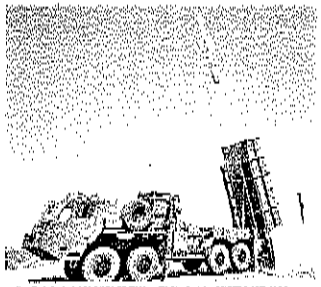

12式地対艦誘導弾（陸上自衛隊提供）